

緊急銃猟対応マニュアル

(第 1 版)

鳥取市

令和 8 年 8 月

目 次

第1章 はじめに

- 1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 クマ出没時の対応の種類・・・・・・・・・・ 2
- 4 備品について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 保険（損害補償）の加入状況・・・・・・・・ 8
- 6 通報から危険鳥獣対応までの流れ・・・・・ 9

第2章 鳥取市危険鳥獣対策の推進体制

- 1 鳥取市危険鳥獣対策の対応レベルの決定・・・・・・・・ 9
- 2 対応レベルに応じた組織体制・・・・・・・・ 12
- 3 対応レベルに応じた対応体制の内容と業務（レベルⅠ～レベルⅡ）・・ 13

第3章 緊急銃猟

- 1 鳥取市危険鳥獣対策本部（レベルⅢ 緊急銃猟体制）・・ 17
- 2 レベルⅢ フェーズ1（緊急銃猟準備）・・・・・・・・ 21
 - （1）初動対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - （2）緊急銃猟実施計画の立案・承認・・・・・ 23
- 3 レベルⅢ フェーズ2（緊急銃猟実施）・・・・・・・・ 29
 - （1）緊急銃猟の実施準備・・・・・・・・・・ 29
 - （2）発砲段階・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 4 レベル解除 緊急銃猟終了後・・・・・・・・・・ 37
 - （1）安全確保措置の解除・・・・・・・・・・ 37
 - （2）原状回復、損失確認・・・・・・・・・・ 39

緊急銃猟 様式集

- （様式1）クマ出没情報記録票・・・・・・・・・・ 42
- （様式2）緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）・・ 43
- （様式3）緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト・・ 44
- （様式4）緊急銃猟実施報告書・・・・・・・・・・ 45

第1章 はじめに

1 趣 旨

人の日常生活圏におけるクマの対策は、喫緊に対応しないと住民に重大な危害が及ぶおそれが高く、速やかな対応が必要となることや、これまで銃猟が禁止されていた（住居集合地域等）エリアを含む人の日常生活圏において猟銃を使用することとなるため、迅速かつ的確に、関係部局を連携させながら対応することが求められる。本手順書は、ツキノワグマ（以下「クマ」という。）による人身被害の防止を図るため、クマの緊急銃猟時に特化して市、警察、捕獲者、関係者の役割や対応の指針を定めるものである。

なお、クマの保護及び管理については、鳥取県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画に基づくものとする。

2 定 義

本マニュアルで使用する用語の定義は次のとおりとする。

（表1 用語の定義）

用 語	定 義
出 没	目撃のほか、出没の形跡（足跡、糞等）も含める。
人の生活圏	人の日常生活が行われている空間、地域及びその範囲 a. 人の日常生活の用に供されている場所 住居、広場、生活用道路、商業施設、農地、倉庫、畜舎、ビニールハウスその他の勤務地等が含まれる。 ※登山道のような、生計を立てるなどする過程で通行する必然性のない場所は、人の日常生活の用に供されている場所に含まない。 b. 人の日常生活の用に供されている乗物 電車、自動車、船舶等
住居集合地域等	鳥獣保護管理法第38条第2項に定める「住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所」
危険鳥獣	人の日常生活圏に出現した場合に、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ大きいものとして政令で定める鳥獣。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号）により、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシを危険鳥獣としている。緊急銃猟の対象は、危険鳥獣に限られる（本市ではツキノワグマを対象）。
緊急銃猟	鳥獣保護管理法第34条の2の緊急銃猟のこと。危険鳥獣が人の生活圏に侵入した場合等の下記①～④の条件をすべて満たしたときに、市町村長が、銃器の使用による人の生命身体に対する危害を防止した上で、銃器を使用した当該危険鳥獣の捕獲等を行うこと。 《条件》 ①クマが人の日常生活圏に進入していること、または侵入する恐れが大きいこと

		②クマによる人命または身体への危害をぼうしするため、緊急に対応が必要であること ③銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること ④住民や第三者に銃猟による危害を及ぼす恐れがないこと
	捕獲者	実際に銃器により鳥獣を捕獲する者のこと。いわゆる趣味で狩猟を行う者と区別するため、「捕獲者」の用語を用いた。
	捕獲関係者	地方自治体職員、捕獲者等の捕獲に従事する関係者のこと。鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等に従事する者を表す捕獲従事者と区別するため、「捕獲関係者」の用語を用いた。なお、単に「関係者」と表す場合には、一般用語として用いることとした。
	鳥取市鳥獣被害対策実施隊員	猟友会から推薦され、非常勤職員として登用された約50人のグループ。主に鳥獣捕獲やワナの設置、パトロール業務を担っている。

3 クマ出没時の対応の種類

出没場所や時間、頻度、個体の状態などの出没状況によって適切な対応方法を選択する必要がある。対応については対策本部から指示を行うが以下の心構えを念頭に置き、対応1～対応5について実施すること。

≪心構え≫ ・クマは人の想定を超えた行動をとる可能性があることを意識し、地域住民等のもとより、自身の安全確保を第一に考えた行動をとること ・責任者の指示に従い、常に冷静に行動すること ・出没場所で業務に従事する場合は、複数人で行動すること ・出動の必要性が生じた場合は、可能な限り速やかに装備を整え現地にむかうこと	
---	--

<対応1：巡視>

対応内容	クマ出没の通報があったとき周辺パトロールを実施し、出没個体の動向を警戒する方法
適用例	クマの痕跡が確認されなかった（他の鳥獣の場合も含む）場合、差し迫った危険性がない場合
必要な許認可	特になし

<対応2：監視（センサーカメラの設置）>

対応内容	出没個体の動向を監視する方法
適用例	出没地点周辺にセンサーカメラを設置し、クマの出没状況を24時間監視する状況
必要な許認可	特になし

<対応3：追い払い>

対応内容	動物駆逐用煙火やゴム弾などを用いて、出没個体を追い払う方法
適用例	林縁が近いなど、出没個体の退路を確保でき、かつ作業者の安全が確保できる状況
必要な許認可	(煙火類を使用する場合) ・ 毎年 of 保安講習の受講 (ゴム弾を使用する場合) ・ 銃砲所持許可 ・ 猟銃用火薬類等譲受許可または猟銃用火薬類等無許可譲受票

<対応4：捕獲（檻捕獲）>

対応内容	捕獲檻・誘引餌を使用して出没個体を捕獲する方法
適用例	・ 狭い範囲で出没・被害が繰り返されている状況・夜間にのみ出没する場合や現在は出没していない等、緊急性が比較的高くない状況
必要な許認可	・ 有害鳥獣捕獲許可

<対応5：捕獲（装薬銃・麻酔銃）>

対応内容	装薬銃や麻酔銃を使用して、出没個体を遠隔で捕獲する方法 ※装薬銃では致死的な捕獲、麻酔銃では非致死的な捕獲となる ※麻酔銃については民間団体への外部委託が必要
適用例	バックストップ(安土)が確保でき、跳弾の発生がない場所（麻酔銃の場合）出没個体が逃走できない場所や、逃走する姿を追跡できる場所
必要な許認可	(装薬銃の場合) ・ 銃砲所持許可 ・ 猟銃用火薬類等譲受許可、又は猟銃用火薬類等無許可譲受票 ・ 有害鳥獣捕獲許可 ※緊急銃猟の場合は不要 (麻酔銃の場合) ・ 麻酔銃所持許可 ・ 危険猟法許可 ※薬品の種類や量によっては必要 ・ 有害鳥獣捕獲許可 ※緊急銃猟の場合は不要 (住居集合地域等で麻酔銃を使用する場合) ・ 住居集合地域等での麻酔銃猟の許可 ※緊急銃猟の場合は不要

4 備品について

クマの出没確認に向かう職員及び緊急銃猟実施時における捕獲支援者の安全確保のため、ヘルメット、盾、クマ撃退スプレー、連絡手段等の装備を用意する（各総合支所に配備している備品以外については、本庁から運搬する）。

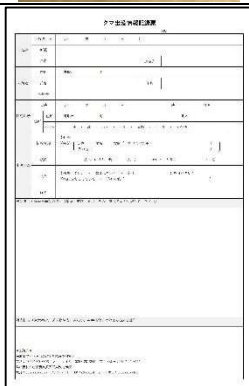
連絡手段については、捕獲関係者間で必要な情報共有や、複数の捕獲者が連絡を取りながら安全かつ確実な捕獲を行うため、無線機を配備（危機管理課から借用）する。

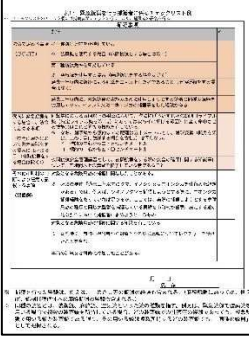
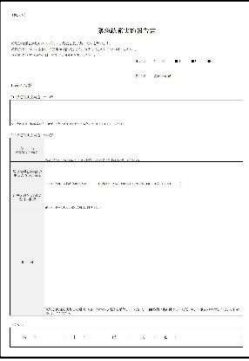
建物内で発砲する際は特にクマの攻撃を受けるリスクが想定されることから盾を携行したり、暗い建物の中の場合は照明を用意が必要となる。

クマ撃退スプレーは、捕獲者も、自らの身の安全を守るため有効であるため必ず携行すること。

（表2 備品リスト）

備品の種類	説明	備品画像
ヘルメット	頭部をクマの攻撃から防御	
盾	クマの攻撃を回避 建物内で発砲する際は特に跳弾が捕獲関係者等に当たるリスク回避	
プロテクター	四肢や体幹をクマの攻撃から防御。腕、胴体部分に装着する。	
クマ撃退スプレー	クマが向かってきた際に噴射。	

無線機 (デジタル 簡易無線)	現地での連絡調整、庁内本部との情報共有に使用 ※イベント等に使用するトランシーバーで代用することもあり得る。	
照明 (投光器)	屋外で夜間(日出前及び日没後)の場合や、暗い建物の中の場合に使用。置型の投光器。	
照明 (ライト)	職員や実施隊員が身につける手持ち型ライト及びヘッドライト。	
【証票①】 捕獲者 (射手)の 証票	自治体名の記載がある腕章・ゼッケン等 ※土地の立入り等の際の証票と見分けがつくようにしておく。 ※法令上必要であるため用意は必須	
【証票②】 市職員の証 票	※法令上(土地の立入り等)必要であるため用意は必須	
クマ出没情 報記録票	通報者からヒアリングした情報をまとめたり、現地確認した状況をまとめた報告書(様式1:P42)。	

緊急銃猟時の確認チェックリスト	鳥獣保護管理法等に定める法令上の緊急銃猟の条件等をチェックリスト形式にしたもの。市町村が緊急銃猟の実施可否を判断する際に用いる（様式2：P43）。	
緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト	鳥獣保護管理法等に定める法令上の緊急銃猟を実施する者の要件に加え、必要に応じ市町村の判断により任意で捕獲者に確認する事項をチェックリスト形式にしたもの（様式3：P44）。	
緊急銃猟実施報告書	緊急銃猟を実施した日のうちに、環境省及び県に対しておこなう報告書（様式4：P45）	
土嚢、スコップ	緊急銃猟時のバックストップを補強したり、緊急銃猟時の捕獲後の現状維持活動（清掃活動）等が必要	
ノコギリ、鉋	緊急銃猟時に障害となる樹木の伐採する場合に必要	

原状回復に必要な道具類	ブルーシートや清掃用具等の必要な道具類	
カメラ	緊急銃猟の様子を撮影して記録 ※捕獲者が希望した場合等、捕獲者が了承を得ている場合のみ、市町村の責任のもとに捕獲者が対応した内容を後から証明できるように実施。	
センサーカメラ	カメラの前を移動する物体をセンサーで感知し画像を撮影するカメラ	
注意喚起用看板	クマ出没注意、クマ出没中等	
立入り制限の規制用品	立入禁止テープ、カラーコーン、コーンバー等	

スプレー等	現場で使用するラッカースプレー	
拡声器	住民への避難誘導や交通規制、注意喚起を行う場合に必要。	

5 保険(損害補償)の加入状況

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
補償内容	損失補償（物損）
保険期間	通年
保険金の支払額	支払限度額：30,000 千円
免責金額：	10 千円
備考	

保険会社	三井住友海上火災保険株式会社
補償内容	施設所有（管理）者賠償責任保険
保険期間	通年
保険金の支払額	支払限度額：身体障害 100,000 千円
免責金額：	免責金額 0 千円
備考	



6 通報から危険鳥獣対応までの流れ

(図1 対応フロー)

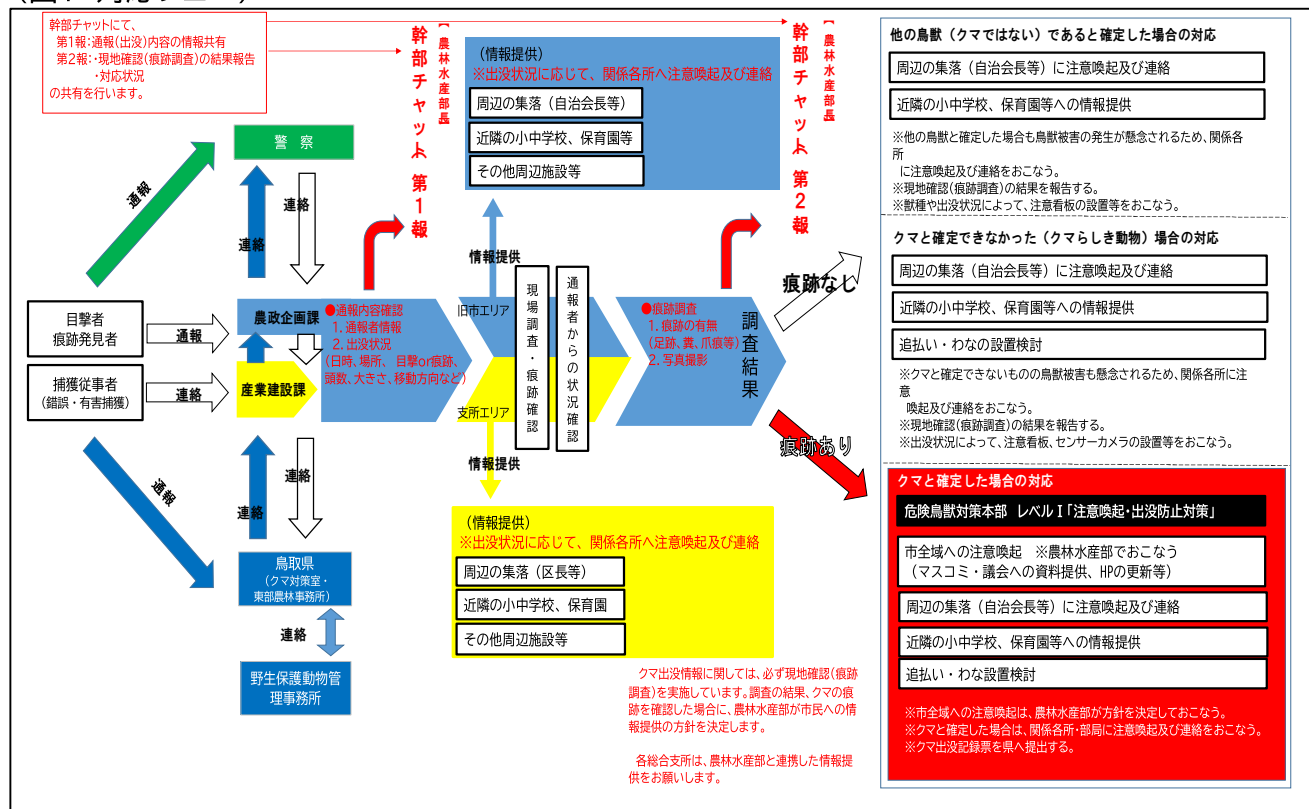


図1のフロー図のとおり、本市に通報が寄せられた場合、担当する農政企画課(支所エリアにおいては、産業建設課)が現地確認に赴き、クマの出沒の有無についての確認を実施する(クマの痕跡や被害状況、出沒現場に滞留するか否かにより本市での危険鳥獣対応レベルを決定する。レベルの決定については、後述するので参照すること)。

通報の内容については幹部チャット(チャットワーク)第1報にて、現場調査を踏まえたクマの出沒判定についても幹部チャット(チャットワーク)第2報で情報共有を図るものとする。入手した情報については各部局内で共有し、対応にあたっていただきたい。

なお、出沒地点の居住者等(通報者や周辺の居住者、小・中・義務教育学校や保育園・幼稚園など)の安全を確保するうえでも農政企画課及び産業建設課は「クマらしき動物」通報があった件について情報共有を行うなどして早急に注意喚起が必要であるし、現場調査を踏まえた出沒情報の真偽判定の結果についても居住者等に情報を提供すること。

第2章 鳥取市危険鳥獣対策の推進体制

1 鳥取市危険鳥獣対策の対応レベルの決定

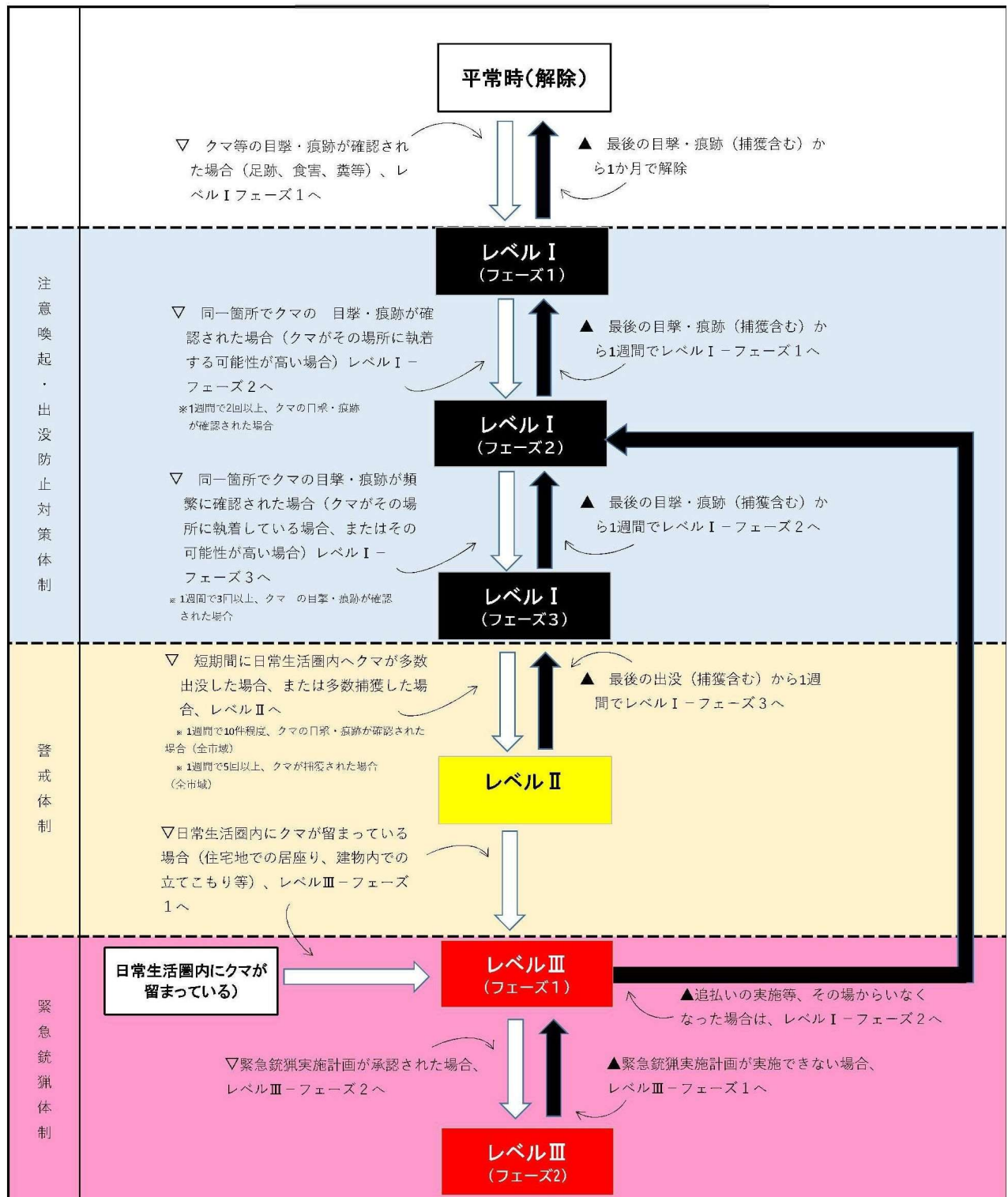
クマの目撃情報や痕跡発見が本市に寄せられた際に、職員等による現地調査を踏まえ住民への危険や被害が予想されるとき、その危険レベルに応じて鳥取市危険鳥獣対策本部を設置する。

(表3 各レベルの判断基準と実施内容)

会議 名称等	鳥取市危険鳥獣対策 担当課会議（庁内会議）	鳥取市危険鳥獣対策本部 統括会議（統括会議）	鳥取市危険鳥獣対策本部 （対策本部）
区分	（レベルⅠ） 注意喚起・出沒防止対策体制	（レベルⅡ） 警戒体制	（レベルⅢ） 緊急銃猟体制
段階	フェーズ1 （予防警戒・注意喚起）	フェーズ2 （有害捕獲対応）	フェーズ3 （クマ出沒注意）
判断基準	●クマ等の目撃・痕跡が確認された場合（足跡、食害、糞等） ※「クマらしき動物」の目撃・痕跡含む	●同一箇所でクマの目撃・痕跡が確認された場合 （クマがその場所に執着する可能性が高い場合） ※1週間で2回以上、クマの目撃・痕跡が確認された場合	●短期間に日常生活圏内へクマが多数出沒した場合、または多数捕獲した場合 ※1週間で10件程度、クマの目撃・痕跡が確認された場合（全市域） ※1週間で5回以上、クマが捕獲された場合（全市域） ●人身被害が発生したものの、クマがその場から立ち去っている場合 ※クマ発見の場合は、Ⅲ-1へ移行検討
	★出沒状況によりⅠ-2へ移行検討 ★最後の目撃・痕跡（捕獲含む）から1か月で解除	★最後の目撃・痕跡（捕獲含む）から1週間でⅠ-1へ	★追払いの実施等、その場からなくなつた場合は、Ⅰ-2へ ★緊急銃猟実施計画が承認された場合は、Ⅲ-2へ
実施内容	●注意喚起を実施（自治会、学校等） ●関係機関と情報共有 ●報道機関へ資料提供（クマの場合） ●注意看板等の設置 ●パトローলের実施 ●センサーカメラによる調査 ●追払いの検討・実施	●有害捕獲の実施（捕獲オリの設置） ●土地所有者等への対策指導 ●センサーカメラによる監視 ●放任果樹伐採の検討・実施 ●レベルⅠ-3への移行準備	●緊急銃猟の実施 ・障害物の除去 ・交通規制 ・住民の避難誘導 ・情報提供（HP等） ●緊急銃猟の実施後 ・現場の原状回復 ・交通規制の解除 ・住民の避難解除 ・情報提供（HP等）
※下位段階の内容も実施・継続する場合がある		●統括会議の開催（出沒状況の共有）（今後の対応検討） ●注意喚起の強化（HPの更新等） ●有害捕獲の強化（捕獲オリの増設等） ●加害個体の捜索（実施隊員の出動、警察へ協力要請） ※発見した場合は状況により、追払いの実施またはⅢ-1へ移行検討	●対策本部の設置（庁内・現地） ●県へリエゾン派遣要請 ●現場周辺の安全確保（交通規制等） ●追払いの検討・実施 ●緊急銃猟に必要な人員・物品等の確保 ●緊急銃猟実施計画の立案・承認 ※緊急銃猟実施要件を満たした場合

(図2)

鳥取市危険鳥獣対応レベル決定方法



☆対応レベルは3つに区分し、各レベルにはフェーズをもうけて緊急度に応じた対応体制を取ることとする。

☆各レベル及び各フェーズは一定の条件に該当した時、変更(上げ下げ)するものとする。

2 対応レベルに応じた組織体制

前述のとおり対応レベルは決定するが、対応レベルに準じて本市の鳥獣対策に取り組む組織（職員）体制を定めている。

（表4 対応レベルに応じた組織体制）

会議名称等	鳥取市危険鳥獣対策 担当課会議（庁内会議）	鳥取市危険鳥獣対策本部 統括会議（統括会議）	鳥取市危険鳥獣対策本部 （対策本部）
区分	（レベルⅠ） 注意喚起・出没防止対策体制	（レベルⅡ） 警戒体制	（レベルⅢ） 緊急銃猟体制
責任者等	議 長：副市長 副議長：農林水産部長	本 部 長：市長 副本部長：副市長	本部長：市長 副本部長：副市長
構成員	危機管理課長 学校教育課長 幼児保育課長 広報メディア室長 農政企画課長 （総合支所長）	総務部長 危機管理部長 農林水産部長 企画推進部長 都市整備部長 市民生活部長 健康こども部こども家庭局長 副教育長 （総合支所長）	総務部長 危機管理部長 農林水産部長 企画推進部長 都市整備部長 市民生活部長 健康こども部こども家庭局長 副教育長 （総合支所長）
専門班	無	有	有
事務局	農政企画課 危機管理課（フェーズ3より）	農政企画課 危機管理課	農政企画課 危機管理課

※（ ）書きは管内で発生した総合支所長

上記組織体制で実施する対応は、人の生活圏（繁華街、住宅街等）での出没時を想定している。クマの出没場所や曜日、時間帯によって、規制エリアの広さやそのエリアにいる避難対象者、周辺への注意喚起が必要となる対象施設数によって、本市の対応内容や対策本部の設置規模についてはその都度、臨機応変に決定する。

3 レベルに応じた対応体制の内容と業務(レベルⅠ～レベルⅡ)

(1) レベルⅠ（フェーズ1）実施内容

レベルⅠ フェーズ1		
対応内容	担当課	実施する業務（チェック欄□）
①出没に関する通報のヒアリング	農政企画課 産業建設課	出没情報等の聞き取りを実施(別添「クマ出没情報記録票」の内容事項) ☐ 通報者情報の記録（住所、氏名、連絡先、通報時間） ☐ 出没状況の記録（目撃日時、場所、移動方向、距離、何頭、体長、色等） ※目撃の場合は、原則、目撃者本人から詳細を聞き取ること（クマの判別のため） ※まずは農政企画課へ第一報（0857-30-8303、休日・時間外は別添連絡網） ☐ チャットワークにより幹部へ報告（農政企画課で実施）
②通報内容について周辺住民や関係団体へ情報共有	農政企画課 産業建設課	注意喚起等（判別前に注意喚起を実施する場合は、「クマらしき動物」とする）の対応を実施 ☐ 市職員による現地パトロール ☐ 注意看板の設置 ☐ 自治会等に注意喚起 ☐ 音声告知端末等による注意喚起 ☐ 学校、保育園、幼稚園等に注意喚起 ☐ 関係機関（県東部農林事務所、警察等）に情報提供 ☐ その他必要な周辺施設等に注意喚起
③出没地点の現地調査（痕跡確認）	農政企画課 産業建設課	現地確認を実施（現地で聴き取り、足跡、爪痕、糞等の確認） ☐ 通報者から現地で聞き取り（可能な場合） ☐ 足跡、爪痕、糞等の痕跡の確認及び写真撮影 ☐ 食害の場合は、食跡、折れた枝、全体図等を写真撮影 ☐ センサーカメラの設置 ☐ 必要に応じて、クマ判別前に関係各所へ注意喚起および連絡を実施 （連絡対象：周辺集落、県、警察、学校、保育園、周辺施設等） ☐ 出没状況により、実施隊員に現場確認への同行を依頼 ☐ 出没状況により、警察への情報提供を実施

④マスコミへの資料提供 (クマの出没が確定した場合)	農政企画課	農政企画課が報道に資料提供を行う *報道資料提供の考え方(以下の2点に基づき実施する) 1) レベルⅡ以上の状況が発生した時 ・短期間で大量の出没(週10件)及び捕獲(週5件)が発生した場合 ・人身被害が発生したが、既に立ち去っている場合 ・人の日常圏に出没し留まっている場合 2) 人の日常生活圏内にクマが出没し他痕跡が確認された場合
⑤注意喚起(周辺住民に対しての啓発)	農政企画課 産業建設課	☐ クマと確定した場合、周辺住民に対して改めて「クマ」として注意喚起を行うか検討する (対応2で「クマらしき動物」注意喚起したので、改めてクマ出没の確定情報を再度周知することについて検討してください)
⑦追払いの検討・実施	農政企画課 産業建設課	☐ ロケット花火や爆竹等を用いて出没地点周辺からクマを追いかける

(2) レベルⅠフェーズ2の実施内容

レベルⅠ フェーズ2		
対応内容	担当課	実施する業務(チェック欄 ☐)
①有害捕獲の実施	農政企画課 産業建設課	☐ 捕獲に向けオリを出没箇所に設置する ・実施隊員に連絡し招集する。 ・土地所有者にオリ設置についての了解を取ったのち、実施隊員と土地所有者と協議したうえで設置場所を選定する。 ☐ 定期的に捕獲オリに出向き、捕獲確認を行う。
②センサーカメラによる監視	農政企画課 産業建設課	☐ センサーカメラの映像を適宜、確認してクマの監視を継続する。
③土地所有者等への対策指導	農政企画課 産業建設課	☐ 果実の収穫やゴミ等の適正管理をお願いする ☐ 緩雑木を伐採するなど緩衝帯の設置をお願いする ☐ 電気柵の設置をお願いする
④放任果樹等伐採の検討・実施	農政企画課 産業建設課	☐ 所有者に対し放任果樹の伐採等を依頼する ・所有者が伐採できない場合は、市での実施を検討する(予算の範囲内)。 ・幹にトタンを巻き付けるなど。

(3) レベルⅠフェーズ3の実施内容

レベルⅠ フェーズ3		
対応内容	担当課	実施する業務（チェック欄□）
①鳥取市危険鳥獣対策担当課会議（庁内会議）（※）の開催	農政企画課 危機管理課	☐ 出没状況について、情報共有する ☐ 実施しているレベルⅠフェーズ1及びフェーズ2に加えた、新たな対策を関係課で検討・実施する。 例）警戒エリアの範囲を検討 例）レベルⅡへの移行に向けた準備を行う
②有害捕獲の強化	農政企画課 産業建設課	☐ 既に設置した捕獲オリに加え、新たに捕獲オリを増設する
③パトロールの強化	農政企画課 産業建設課	☐ 捕獲オリ周辺のパトロールを複数回実施するなどし、監視体制を強化する

※鳥取市危険鳥獣対策担当課会議（庁内会議）

ア．鳥取市危険鳥獣対策担当課会議（庁内会議）の設置

（図2）の区分がレベルⅠフェーズ3に該当する連絡があったとき、又はこれらの情報が確認されたとき、農林水産部長は、第一報を副市長に報告するとともに、鳥取市危険鳥獣対策担当課会議（以下、「庁内会議」という。）を設置する。庁内会議は原則、非公開とする。

イ．会議の構成はP12（表4）のとおりとする。

ウ．内容

レベルⅠ段階では、鳥獣被害対策を担当する農政企画課及び産業建設課が対応することになる。ただし、従来どおりの鳥獣対策を実施しても、なお、出没状況が沈静化しない時には、市民の安全を確保するため追加的措置を講じる必要となる。そのため、関係課を招集して横断的なクマ対策を検討するもの。

- ・ 出没状況と農政企画課（産業建設課）が実施しているクマ対応内容についての情報共有
- ・ 関係課ごとの対策内容の確認
- ・ 今後の対応について
 - 1) 住民への注意喚起
 - 2) その他

(4) レベルⅡでの実施内容

レベルⅡ		
対応内容	担当課	実施する業務（チェック欄□）
①危険鳥獣被害対策本部統括会議（※）の開催	農政企画課 危機管理課	☐ 統括会議を招集し協議を実施する ・関係部局を招集して、出没状況について、情報共有する。 ・関係部局を招集して、実施しているレベルⅠの各フェーズ対応に加えた、新たな対策を検討実施する。 ・警戒エリアの範囲を検討したり、各々の関係部局の対策について共有する。 ・レベルⅢフェーズ1への移行も視野に入れた準備を行う。
②注意喚起の強化	農政企画課 産業建設課 その他	☐ 公式ウェブサイトや防災アプリといった広範囲に周知が出来るコンテンツを用いた広報を行う。 ☐ レベル移行に伴い、統括会議の内容を踏まえたマスコミに資料提供を行う。
③有害捕獲の強化	農政企画課 産業建設課	☐ 既に設置した捕獲オリに加え、新たに捕獲オリを増設する。
④加害個体の搜索（人身被害等が発生した場合）	農政企画課 産業建設課	☐ 実施隊員を招集したり、警察へ協力要請するなどして、人の日常生活圏内に限り搜索を行う ☐ 職員でのパトロール回数を増加し、警戒を行う ☐ 人身被害が発生した現場付近の住民に対して、外出を控えるよう要請する

※危険鳥獣被害対策本部統括会議（レベルⅡ 警戒体制）

ア．危険鳥獣被害対策本部統括会議の設置

（図2）の区分がレベルⅡに該当する連絡があったとき、及びこれらの情報の確認が取れたとき、前項に定めた庁内会議（非公開）の要請に応じて、庁内に危険鳥獣被害対策本部統括会議（以下、「統括会議」という。）を設置する。統括会議は、原則、非公開とする。

イ．会議の構成は、P12（表4）のとおりとする。

ウ．内容

レベルⅡ段階では、鳥獣被害対策を担当する農政企画課及び産業建設課のほか、鳥獣被害対策実施隊員（猟友会）及び警察といった関係団体との連携事業を検討、実施する。

クマが複数個所で出没したり、多数捕獲されている状況、または人身被害が発生した状況となるため、市民の安全を確保するうえでも、市民活動の自粛要請も視野に入ってくることを予想されるため関係部局を招集して対策の検討を進める。

- ・ 出没状況と農政企画課（産業建設課）が実施しているクマ対応内容についての情報共有
- ・ 関係部局ごとの対策内容の確認
- ・ 今後の対応について
 - 1) エリアを限定してのクマ対策検討
 - 2) エリア住民に対しての協力要請等
 - 3) その他

第3章 緊急銃猟

緊急銃猟とは、令和7年9月1日から施行された人の日常生活圏にクマが出没した場合、一定の条件を満たしたときに、市町村長の判断により銃器を利用した捕獲等が出来る制度である（鳥獣保護管理法第34条の2）。有事が起きた際に、迅速かつ安全に現場対応するためには、当手順書により業務内容及び執行者（専門班）別について示すものとする。

1. 鳥取市危険鳥獣対策本部(レベルⅢ 緊急銃猟体制)

(1) 鳥取市危険鳥獣対策本部（レベルⅢ）の設置

（表3）の区分がレベルⅢに移行する事案が発生した時、本部長（市長）の判断により、庁内に危険鳥獣対策本部（レベルⅢ）を設置する。

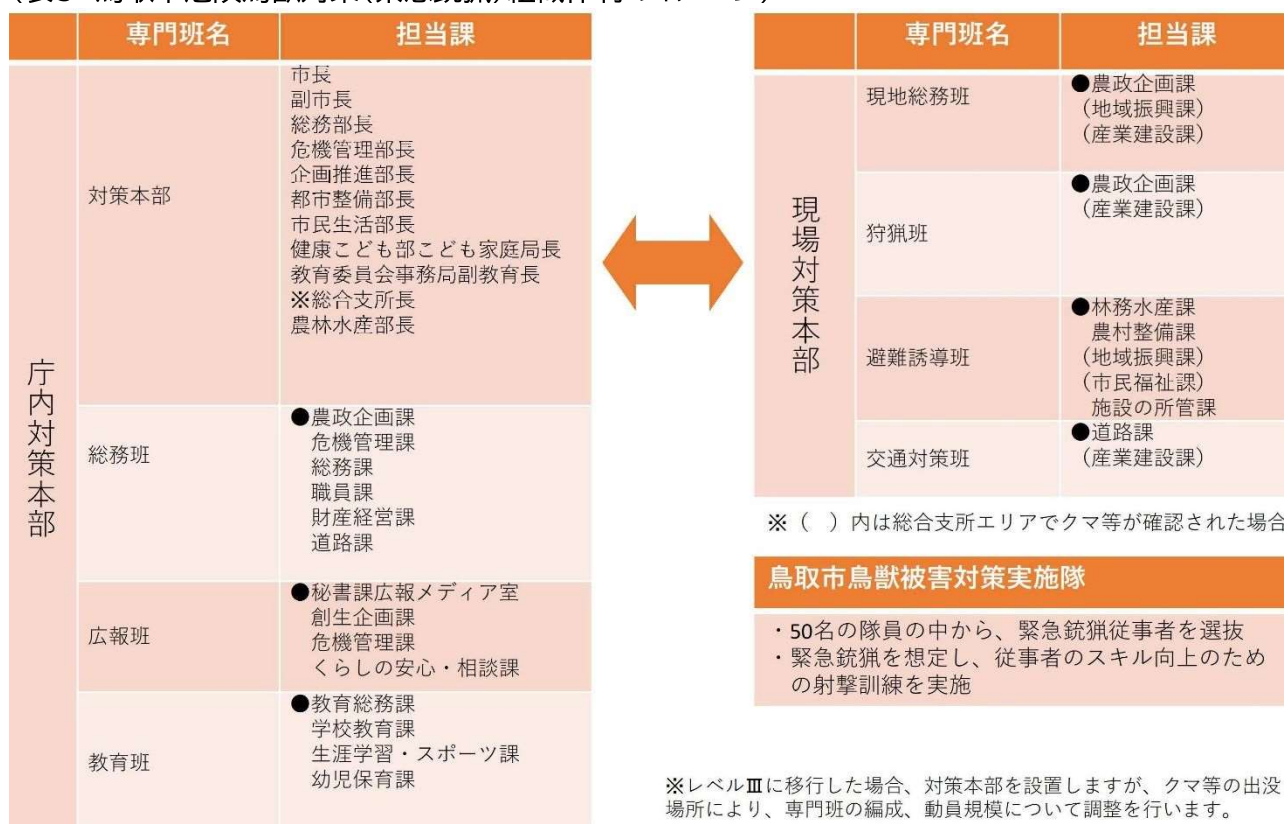
対策本部では、緊急銃猟実施の決定を判断し、現地の状況が整い次第、捕獲者のタイミングで銃猟を実施させる。クマの行動は予測が困難であるため、適宜、現地対策本部からの情報を共有し、銃猟の可否を判断することになる。

緊急銃猟は本部長の決定事項であるが、不在、又は判断できない状況にある時には、副本部長（副市長）にその権限を委任することが出来るものとする。

(2) 会議の構成は次のとおりとする。ただし、クマが市の所有施設に出没した場合は、当該施設の所管部も召集する。

(3) 対策本部の組織体制と指揮命令系統

(表5 鳥取市危険鳥獣対策(緊急銃猟)組織体制のイメージ)



注) 対策本部の構成員に含まれる部課局への情報共有は適宜、実施する。

注) クマの出没場所により専門班の編成、動員規模について調整を行う場合がある。

(4) 専門班の役割

本マニュアルで示す各専門班の担当課及び業務内容は次のとおりとする。

また、本書で示す組織体制は「鳥取市危険鳥獣対策（緊急銃猟）組織体制」（以下、「組織体制」という。）に基づくものとする。

(表6 鳥取市危険鳥獣対策本部の専門班の役割)

	班名	担当課	業務内容
庁内対策本部	庁内総務班	●農政企画課	・市における対策の総括 ・対策本部の招集、進行等に関する事 ・現地対策本部との連携、調整に関する事 ・県（リエゾン）との連絡、調整に関する事 ・対策本部議事録等の作成に関する事
		危機管理課	・緊急情報伝達手段による情報発信に関する事 ・県（リエゾン）との連絡、調整に関する事 ・消防との連絡、調整に関する事 ・IP 無線機の使用に関する事 ・情報収集等に関する事
		総務課 職員課	・職員の動員、派遣、手当に関する事
		財産経営課	・公用車、公用携帯電話等の使用に関する事
		道路課	・交通規制（通行制限・禁止、占用手続き等）に関する事 ・交通規制機材に関する事
	広報班	●秘書課広報メディア室	・報道機関への対応に関する事 ・HP での広報に関する事 ・SNS での広報に関する事
		創生企画課	・市民対応に関する事
		くらしの安心・相談課	・コールセンター対応に関する事
	教育班	●教育総務課 学校教育課 生涯学習・スポーツ課	・周辺の学校等（放課後児童クラブ、社会体育活動含む）への連絡に関する事 ・学校施設、体育施設の使用に関する事 ・幼児、児童、生徒、教職員等の安全確保に関する事
		幼児保育課	・幼児、職員等の安全確保に関する事 ・周辺の保育園等への連絡に関する事
現地対策本部	現地総務班	●農政企画課 （地域振興課） （産業建設課）	・現地対策本部の調整に関する事 ・対策本部との調整、報告に関する事 ・関係機関（県、警察、鉄道会社等）との連絡、調整に関する事 ・緊急銃猟の計画立案、実施に関する事 ・備品（盾、クマ撃退スプレー、無線機等）に関する事

	狩猟班	●農政企画課 (産業建設課)	・クマの搜索、監視等に関する事 ・注意喚起看板の設置に関する事 ・クマの追い払い、捕獲に関する事 ・捕獲者との連絡、調整及び支援に関する事 ・土地の立入交渉、障害物の除去に関する事 ・安全確保措置（交通規制、避難区域等）の計画立案に関する事 ・住民の避難（避難行動の周知、避難誘導等）に関する事 ・交通規制（通行制限・禁止）に関する事 ・緊急銃猟の撮影に関する事 ・安全確保措置の解除に関する事 ・原状回復及び損失確認に関する事 ・クマの処分に関する事
	避難誘導班	●林務水産課 農村整備課 施設の所管課 (地域振興課) (市民福祉課)	・住民の避難（避難行動の周知、避難誘導等）に関する事 ・自治会等への協力依頼に関する事 ・地区公民館への協力依頼に関する事
	交通対策班	●道路課 (産業建設課)	・交通規制（通行制限・禁止、占用手続き等）に関する事 ・交通規制機材に関する事

備考 担当課欄の●を付した課が当該班の責任課とする。

※（ ）書きは管内で発生した総合支所も専門班となる。

※統括会議の決定により専門班を縮小する場合もある。

※各専門班の業務だけではなく、現地の状況により臨機応変に対応すること。

2 レベルⅢ フェーズ1（緊急銃猟準備）

（1）初動対応

レベルⅢフェーズ1に移行するときは、日常生活圏内にクマが留まっている状況（住宅地での居座り、建物内での立て籠もり等）にある。このフェーズでは、現地での情報収集と住民の安全を確保するための措置を優先すること。また、緊急銃猟の実施を見据えた準備段階にもあるため、捕獲者（実施隊員）を招集し、捕獲者の知識や経験を参考にして各種計画策定におこなうこと。

レベルⅢフェーズ1 【緊急銃猟準備】		
（1）初動対応		
業務概要	専門班	実施する業務（チェック欄□）
①現地対策本部、庁内対策本部を設置（警察、鳥取県と連携）	庁内総務班	☐ 庁内対策本部の設置 （関係部局に連絡し、鳥獣被害の情報を共有） ☐ 鳥取警察署（又は浜村警察署、智頭警察署）に連絡 ☐ 鳥取県鳥獣対策課に連絡（県リエゾン派遣要請） ☐ 出没状況の把握 ☐ 現地総務班（農政企画課）の派遣 ☐ 専門班の招集
	現地総務班（農政企画課）	☐ 現地に本部機能の設置 ☐ 備品調達及び配布 ・クマ撃退スプレー、ヘルメット、盾、プロテクター《農政企画課》 ・無線《危機管理課》 ・拡声器《農政企画課》 ・ビブス《農政企画課》 ・腕章《農政企画課》 ・パソコン《デジタル戦略課》
②通報者からのヒアリング	狩猟班（農政企画課）	☐ クマ出没情報記録票の作成（様式1：P42） ＜情報の整理＞ ・出没した個体の情報（大きさ、頭数など） ・出没位置（屋内、屋外など） ・行動状況（移動、居座り、採餌など） ・緊急銃猟を含めた出没個体への対応方針を検討 ・通行禁止、制限範囲（屋内退避・避難）の検討
③児童生徒への注意喚起	教育班	☐ 周辺の学校、保育園等へ連絡 ☐ 避難者等が想定される場合、避難場所の確保に向けた調整 ※情報提供の範囲については、庁内総務班に確認すること

	④住民への注意喚起・ 広報を実施	現地総務班 (農政企画課)	☐ 口頭及び広報車等で、注意喚起 ・近隣住民(自治会含む) ・地区公民館長 ・歩行者及び車両通行者 ☐ (出没エリア付近にある線路がある場合のみ) 鉄道会社等に情報を提供 ☐ 警察と連携し、出没エリアへの侵入抑制の実施 ※クマの移動を見据え、広めにエリア設定(仮)を行うことが望ましい。 ※警察官職務執行法第4条第1項による捕獲者への発砲命令も想定されるため、クマの搜索、監視は捕獲者及び警察官と同行の上、実施すること。 ※情報提供の範囲については、庁内総務班に確認すること
	⑤捕獲者の招集	狩猟班(農政企画課)	☐ 鳥取市鳥獣対策実施隊員の招集 ☐ 緊急銃猟時の確認チェックリスト(様式2:P43)の確認 ※捕獲者は、緊急銃猟の場合の確実な捕獲のため2～3人の射手、緊急銃猟のサポート及び実施計画立案等の協力も想定されるため、複数の者を確保すること。
		現地総務班 (農政企画課)	☐ (確保が困難なとき) 鳥取県ガバメントハンターへの派遣要請

(参考)

(表7 緊急銃猟を実施する捕獲者の要件)

必須	a. 第一種銃猟免許を受けた者 ※ 装薬銃を使用する場合。P27 の表 8 も参照
	b. 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を受けた者 ※ 空気銃を使用する場合。
	c. 一年間に二回以上の銃猟又は射撃の練習をしていること。 ※ 装薬銃・空気銃を使用する場合
	d. 過去 3 年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と <u>同種の銃器</u> を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの <u>捕獲</u> を行った <u>経験</u> を有する者

※ 表 7 の d の文章中にある「同種の銃器」が示す「種類」とは、装薬銃、麻醉銃、空気銃の 3 種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

※ 表 7 の d の文章中にある「捕獲を行った経験」は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。また、鳥獣保護管理法第 9 条の許可を受けて行う捕獲、いわゆる登録狩猟、指定管理鳥獣捕獲等事業であるかを問わない。

上記の要件を満たすだけでなく、許可捕獲などでは起こりえない状況での発砲を行うことに鑑み、普段より研修や講習会の実施により、射撃技術・判断力・法令知識等に関する捕獲者の資質向上に努めることが好ましい。

なお、人の日常生活圏におけるクマの対策は、喫緊に対応しないと住民に重大な危害が及ぶおそれが高く、速やかな対応が必要となることや、これまで銃猟が禁止されていた（住居集合地域等）エリアを含む人の日常生活圏において猟銃を使用することとなるため、捕獲者には山野における狩猟や許可捕獲とは異なる高い技術が必要である。

(2) 緊急銃猟実施計画の立案・承認

当段階では、緊急銃猟の実施に向けた計画立案をおこなうことになる。警察や鳥取県、捕獲者、危険鳥獣の出没場所の管理者（地権者）も含めた関係者間で情報を共有し、銃猟、住民の避難計画や交通規制、情報提供からなる緊急銃猟実施計画を策定し、庁内実施本部からその計画の承認を得るまでの段階となる。

レベルⅢフェーズ1 【緊急銃猟準備】

(2) 緊急銃猟実施計画の立案・承認

業務概要	専門班	実施する業務 (チェック欄☑)
①緊急銃猟に向けての 情報共有	現地総務班 (農政企画課)	□「(1) ②」で得た情報記録の共有化 ＜打合せ事項＞ ・参集メンバーおよび指揮命令系統を確認 ・警察官に対し、警職法による発砲命令の責任者も確認 〔 ※緊急銃猟の実施条件が整うまでの間に、捕獲関係者や住民等に身の危険が迫る事態が発生した場合は、現場警察官の判断の下、警職法による発砲命令が下される可能性がある。 〕 ・対象個体の頭数、位置、状態などを関係者間で共有 ・緊急銃猟の実施条件を確認し、他に取れる選択肢がないことを確認 ・捕獲者の位置・射撃方向等を検討 ・捕獲者の使用する銃が、クマとの距離や屋内・屋外の状況等と合致しているかを確認 ・通行禁止・制限範囲、避難区域を決め、地図上に明示 ・詳細な役割分担や対応時の動き、配置を確認 ・通行禁止・制限範囲への人の立ち入りや対象個体の逃走によって緊急銃猟が中止になる際や、対象個体による攻撃時など、様々な想定に応じた行動パターンを確認 ・緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト(様式3:P44)を用いて捕獲者からの同意のサインを取得 □(緊急銃猟実施が想定される場合)実施判断【判断指標①②】に必要な情報を、庁内対策本部に報告。 〔 ※クマの出没状況及び周辺環境を考慮して、緊急銃猟を視野に入れつつ、「追い払い」や「はこわなによる捕獲」を検討すること。 ※緊急銃猟実施計画の立案のため、常に計画内容の調整を図っておくこと。 〕

		狩猟班	☐ クマの搜索、監視等を実施して、出没状況等を現地総務班に報告 ☐ （緊急銃猟の）安全確保が必要と想定される区域の情報を現地総務班に報告 ※警察官職務執行法第4条第1項による捕獲者への発砲命令も想定されるため、クマの搜索、監視は捕獲者及び警察官と同行の上、実施すること。
	②緊急銃猟実施計画（注）の立案	現地総務班、狩猟班（農政企画課）	☐ 警察、捕獲者と調整の上、緊急銃猟計画を立案し、庁内対策本部へ申請
	③緊急銃猟実施計画の承認	庁内対策本部	☐ 緊急銃猟実施計画を確認後、計画が承認された場合は、レベルⅢフェーズ2へ移行する

参考：「追い払い」「はこわな」等の対応について

条件を満たさないと判断された場合には、緊急銃猟によらない方法（追い払い、はこわなによる捕獲）により対応することとなる。ただし、はこわなで捕獲した場合には、その後の運搬・放獣又は止めさしの方法に危険を伴う点に留意すること。花火や動物駆除用煙火等を用いて追い払いを行う方法は、人の想定どおりにクマが動くとは限らないため、入り組んだ住宅地等で実施すると、クマからの攻撃を受ける危険性がある。追い払いでは対象個体を長距離移動させることはできないため、出没場所に強い執着がある場合、再出没の可能性が残るため住民の安全を確保したとは言い難く、市の対応としては現実的ではない。

注）緊急銃猟実施計画のポイント

a. 【緊急銃猟の実施範囲の考え方】

鳥獣被害対策を検討するうえで「人の日常生活圏」の内か外かが判断基準となる。緊急銃猟は中でも人の日常生活圏内で且つ住宅集合地域等でクマが確認された場合に限られる。緊急銃猟を実施する範囲の考え方としては図3のとおり。

(図3 緊急銃猟実施範囲)

【判断指標①】

○緊急銃猟が可能な条件

- ・危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入している
- ・危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要
- ・銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難
- ・避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない

【判断指標②】

○人の日常生活圏の考え方

- ・緊急銃猟が実施可能な範囲は、表1のとおり、人の日常生活圏とその付近であること定義されている。



※ここでいう人の日常生活圏とは、人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲とする。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる。また、法第38条に規定される住居集合地域等も、人の日常生活圏に含まれる。

b. 【緊急銃猟実施計画策定における検討材料】

現地対策本部において、捕獲者、関係機関等と検討材料1～5を考慮して、緊急銃猟の実施計画を立案する。

検討材料1 通行禁止・制限範囲の中心点

- 対象となる危険鳥獣又は捕獲者（※）を中心とする。ただし、通行禁止・制限範囲の形状は円形である必要はなく、人に弾丸が到達しうる範囲（表8参照）等に応じて設定する。

※危険鳥獣を中心とする趣旨：危険鳥獣が暴れたり逸走したりする危険を排除するもの。

※捕獲者を中心とする趣旨：銃猟に伴う危険を排除するもの。

- 対象となる危険鳥獣がどの程度移動した場合に、前提が変わったと見なすかについても、この段階で想定しておく。

検討材料2 人に弾丸が到達しうる範囲の考え方

- 適切な銃及び実包等を選択する。

（緊急銃猟を行う捕獲者が現に所有している銃と実包等しか緊急銃猟に用いることはできないため）

- 捕獲者が選択した銃器について、図4を参照し、危険鳥獣、バックストップ、危険物、使用する実包等及び人の位置関係を踏まえて、人に弾丸が当たらない範囲に設定する。

銃器や銃弾の種類ごとの主な特徴は下表のとおりである。

(表6 銃器や銃弾の種類ごとの主な特徴)

銃器の種類	実包等	特徴	最大有効射程距離	銃器の適性
ライフル銃	ライフル弾	銃腔長の1/5以上の長さのライフリングがある単一の弾丸を発射する銃器	約300m	安全な安土が確保でき、比較的遠距離の場合はスコープ付のライフルが有効。 跳弾や貫通による事故が生じやすい屋内での使用は慎重に検討する必要がある。
特定ライフル銃	サボットスラッグ弾	銃腔長の1/5以上1/2以下の長さのライフリングがあるもので、主にサボットスラッグ弾を発射する銃器。	約150～200m	建物内や見通しの悪い場所での捕獲では、特に対象との距離が近い場合は、スコープのない照星・照門付きの銃が取り回し良く適している場合がある。
散弾銃	スラッグ弾	ライフリングの無い、主として粒状の散弾やスラッグ弾(単弾)を発射する銃器	約100m	建物内や見通しの悪い場所での捕獲では、特に対象との距離が近い場合は、スコープのない照星・照門付きの銃が取り回し良く適している場合がある。
散弾銃	散弾		約40～50m	ライフル銃と比べて貫通力は低いですが、着弾範囲が広く、動いている対象を狙うのに適している。硬質の材のある建物内では跳弾のおそれ大きい。 また、ライフル銃と比べて近距離で発射する必要がある、安全管理が難しいが、一部の地域ではツキノワグマの捕獲にバックショット(大粒散弾)を用いている事例もある。

検討材料3 被弾した危険鳥獣が興奮し、暴れることによって人の生命身体に危害が及ぶ範囲

☐ 緊急銃猟によって確実に捕獲できるか。

(射手から危険鳥獣までの距離、視認性、風の強さ、捕獲者の技術的な見解や情報、経験等から判断する。)

☐ 緊急銃猟によって確実に捕獲できる見込みが低い場合には、可能な限り広い範囲を「被弾した危険鳥獣が興奮し、暴れることによって人の生命身体に危害が及ぶ範囲」に該当すると想定する。(着弾したがすぐに倒れず、手負い(半矢)状態となった危険鳥獣が逸走する方向を予測すること、また、逸走する方向を人為的に誘導することは困難であるため)

検討材料4 住民の避難の可否

- 住民の避難が到底不可能な計画を立案していないかについても考慮する。
(クマがいる状況では区域外への避難ができず、屋内への退避をしようにも退避先が確保できない可能性も考えられるため)

検討材料5 状況別留意点

(a) 屋外での緊急銃猟

- バックストップの確保
- 人への弾丸の到達だけでなく、被弾により興奮した危険鳥獣による加害の可能性を想定する
- 可能な限り危険鳥獣に刺激を与えないよう行動に留意することで不用な移動範囲の拡大を予防する（特にマスコミ等）。
- 基本的には、見通しが良く、常に危険鳥獣の位置が特定でき、安全確保ができる場面を除いて、その場に居続けて膠着状態となっている場面での銃猟が想定される。ただし、危険鳥獣が常に移動している状況においては安全確保が難しく、前提条件が整わないため銃猟は困難であり、安全確保が可能となる場所に移動するまで、待機し機会をうかがうことも想定すること。
- 射線上から引火物や爆発物を外すほか、万が一引火した場合を想定した安全確保を行う

(b) 屋内での緊急銃猟

- バックストップとなり得る壁の材質の確認
- 危険鳥獣がいる建物を中心として、当該建物に捕獲関係者以外の人が立ち入らないように通行禁止・制限範囲を決定する。
- 逃走・反撃を想定して建物外部にて当該範囲を設定する必要がある。
- 弾丸が建物外へと貫通することも想定して建物外部の隣接した場所も含めて通行禁止・制限範囲の決定する。
- 屋内の発砲は特に跳弾のリスクが高いため、盾等を装備する
- 暗い室内の場合は、照明を携帯する
- 射線上から引火物や爆発物を外すほか、万が一引火した場合を想定した安全確保を行う

(c) 日没後・日出前における緊急銃猟

夜間（日出前及び日没後）における緊急銃猟は原則として行わない。ただし、日中の緊急銃猟と同様の手段で通行禁止・制限措置が継続する。

3 レベルⅢ フェーズ2（緊急銃猟実施）

前述した「1 レベルⅢフェーズ1（緊急銃猟準備段階）」で立案した、緊急銃猟実施計画が庁内対策本部にて承認された後、緊急銃猟の実施に向けて、銃猟環境（避難、交通規制、広報）を整え、銃猟を実施する。業務の流れについては、以下のとおりとする。

（1）緊急銃猟の実施準備

庁内対策本部から承認を受けた緊急銃猟を実施するためには、住民の安全確保が大前提となる。住民の避難、交通規制、住民への情報提供、銃猟を実施する捕獲者に対しての手順確認を行うこと。

レベルⅢフェーズ2 【実施段階】		
（1）緊急銃猟の実施準備		
業務概要	専門班	実施する業務（チェック欄）
①対策本部の体制強化	総務班	☐ （必要に応じて）東部広域との調整 ☐ 現地対策本部等の人員の不足、長時間の対応等による人員交代への対応を実施 ☐ 交通規制、避難誘導等に使用する交通規制機材、公用車及び公用携帯電話等の配備
②安全確保措置 通行禁止、交通規制の実施	交通規制班	☐ 交通規制 ・三角コーン及びバーの設置。 ・誘導棒等で車両を誘導する。 ・警察と協力して規制を行うこと。 ☐ 通行禁止 ・看板及びロープ等で住民が緊急銃猟実施エリアへの侵入することを防ぐ。 ・避難者、第三者、マスコミ等が、交通規制範囲内に入らないよう呼びかけを行う。 <備考：通行禁止・制限措置に違反した場合の罰則について> 法第34条の4に規定する安全を確保するための措置は、人に弾丸が到達するおそれ、人の生命又は身体に危害をおよぼすおそれを防止できていることを市町村長が客観的に確認できることを目的の一つとして措置するものであり、仮に安全確保措置に従わず、弾丸の到達圏内に侵入、滞在し続ける者がいる場合には、結果として緊急銃猟を的確かつ迅速に実施できない場合もある。 緊急銃猟は危険鳥獣による人の生命身体に対する危害を防止する目的で実

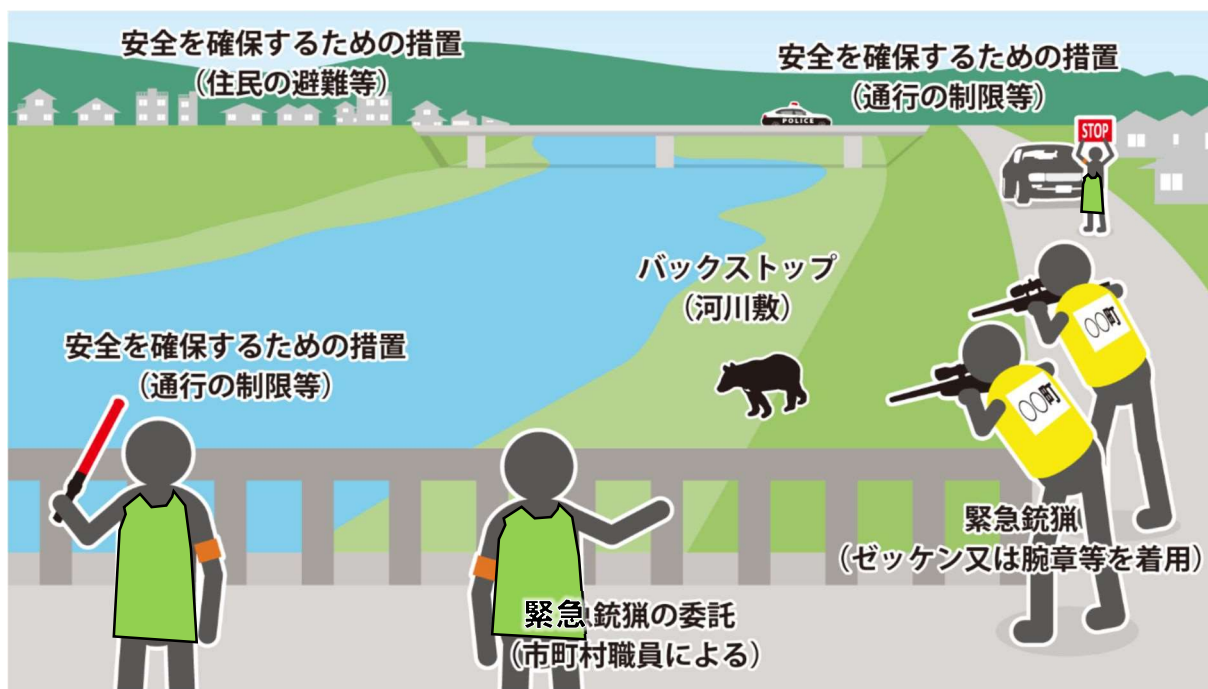
			施するものであり、これを故意に妨害しようとするなどし、的確かつ迅速に実施することができない場合には、危害が生ずるおそれがあることから、罰則により安全確保措置の実効性を担保する必要があるものとし、法第 34 条の 4 第 1 項の規定による通行の禁止又は制限に違反した者は、3 ヶ月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処される。
		現地総務班	☐交通規制（通行制限・禁止）の実施について、事前に関係機関（警察、鉄道会社等）に連絡 《参考》 鳥獣保護管理法施行令において通行の禁止・制限をしようとするときは、通行が禁止され、又は制限されるべき場所を管轄する警察署に通報を行わなければならないこととし、また、当該場所に鉄道が敷設されているときは、鳥獣保護管理法施行令第 5 条第 2 項に基づき、警察署への通報前にその施設を管理する者に協議をしなければならない。 政令に規定されていない場合であっても、道路管理者など通行の禁止・制限により当該場所の管理が妨げられることとなる場所の管理者には、事前に通行の禁止・制限の実施について連絡するものとする。 ☐当該場所が国指定鳥獣保護区である場合には、環境省地方環境事務所等に連絡
	③安全確保措置 制限範囲(屋内退避・避難) での住民誘導	現地総務班 避難誘導班	☐制限範囲内にいる者を退避 ・建物外に出て避難することが困難な場合には、屋内退避をさせ、屋外に出ないように呼びかけ 病院や介護施設の利用者で移動ができず、窓の近くにいることがやむを得ない場合は、カーテンをしめ窓ガラスの飛散が当たらないように注意する。
	④備品の携帯	現地総務班 狩猟班	☐盾、クマ撃退スプレー、無線機等の装備（備品リスト参照）を捕獲関係者に配布
	⑤情報提供	広報班	☐防災行政無線、SNS 等で安全確保措置（交通規制、避難区域）の内容等を周知 ☐報道機関への対応 ☐市民からの問合せを対応 ☐コールセンターへの周知 ※情報提供の範囲については、庁内総務班に確認すること。

	⑥児童生徒の安全確保	教育班	☐ 児童生徒の安全確保 ☐ 避難者等の避難場所の提供に係る施設との調整。 ※情報提供の範囲については、庁内総務班に確認すること。
	⑦緊急銃猟の捕獲者への指示・合図確認	狩猟班	☐ 緊急銃猟に向けての手順確認 ※緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱（危険物や引火物を取り扱う工場や施設）に関する情報、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報や銃猟の対象となる危険鳥獣に関する情報等、緊急銃猟の条件が整わなくなった場合等（例：危険鳥獣の移動等）に緊急銃猟を中止する合図の方法（ジェスチャーやかけ声等）等を捕獲者に伝達しておく。
	⑧緊急銃猟のための土地の立ち入り等	狩猟班	☐ 地権者及び施設管理者との調整 ・緊急銃猟を実施する土地、建物の地権者及び管理者に対して、立入り及び障害物がある場合はその除去についての調整を実施 ※地権者との調整が難しい場合、それによらず対応できるが、土地の立入り等を行う際は身分を示す証票（緊急銃猟の証票とは別）を携帯し、求められた場合は掲示すること。 （法第 34 条の 3 では、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、土地の立入りや障害物の除去ができるとしている。） 例えば、私有地に侵入した危険鳥獣に向かって発砲するための土地の立入りや矢先に存在する障害物の除去、死亡した危険鳥獣を回収するための土地の立入りなどが想定される。
	⑨銃猟許可	庁内対策本部	☐ 緊急銃猟決定 ・「(3) ①～⑥」まで業務確認後、緊急銃猟を許可するか否かを判断

(図4)

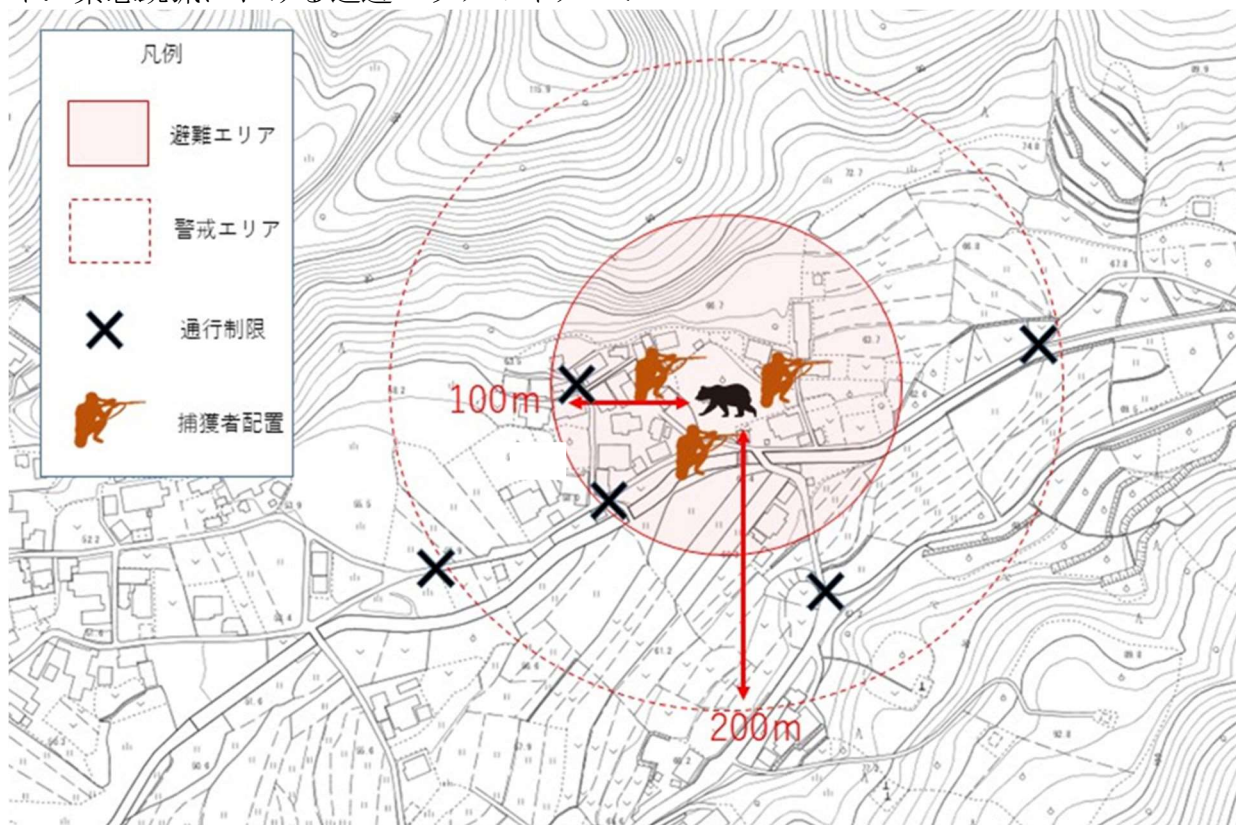
ア. 安全確保措置が実施されているイメージ

- 安全確保措置に従事する専門班の職員は、緊急銃猟の証票（ゼッケンや腕章）を着用する。
- ゼッケンや腕章は市町村名がわかるものを使用する
- 捕獲者の着用する証票は、配置される専門班と視覚的に区別が出来るようなデザイン、色のものとする



(図5)

イ. 緊急銃猟における退避エリアのイメージ



※危険鳥獣の移動も踏まえて避難エリア及び警戒エリアの設定をおこなう。避難エリア内では退避を基本とするが、子どもや高齢者、障がい者等がいる世帯には、自宅内の中心部に避難（窓から離れた位置に移動）することでも可。

(2) 発砲段階

緊急銃猟における発砲段階は、実施本部の指示の範囲において、捕獲者自身が使用する銃種や射撃する角度、射撃するタイミング等を判断し、銃猟を行うこととなる。この指示は捕獲者に手渡す腕章によって認識されることとなる。これは、以下に示す4つの条件が満たされないと判断した時、したがって、現地対策本部並びに緊急銃猟の指示は状況の変化や銃猟の可否を見定めて、随時判断すること。

※緊急銃猟が可能な状況とは下記の4つの条件をすべて満たす場合である。現地対策本部は市長（庁内対策本部）が実施を判断した場合に、緊急銃猟（射撃）の実施を捕獲者に伝達する。

1. 人の日常生活圏への侵入

危険鳥獣が人の日常生活の用に供されている場所又は乗物に侵入していること又は侵入するおそれ大きいこと

2. 人への危害を防止する措置が緊急に必要

危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があること

3. 銃猟以外の方法では困難

銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であること

4. 銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがない

銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないこと

上記4点の条件確認について、現地総務班は捕獲者の意見を求めること。

レベルⅢフェーズ2 【実施段階】

（2）緊急銃猟の実施（発砲段階）

業務概要	専門班	実施する業務（チェック欄□）
①証票の受け渡し（ゼッケンや腕章）	狩猟班	☐ 庁内対策本部の決定後、証票を捕獲者に配布 （ただし、緊急銃猟計画と状況が変わったならば、即中止し証票を回収）
②緊急銃猟	狩猟班	☐ 緊急銃猟の実施（射撃）については、適格かつ迅速に対応するため、銃猟の技術を有する捕獲者に委ねること。 ☐ 捕獲者をサポートする狩猟班は、射手とともに行動し、必要な支援の実施 ※捕獲者は、あらかじめ伝えられた留意点や関係法令に注意しながら、対応を行うが、現地対策本部より中止の判断に係る号令等がかかった場合には、即応すること（ジェスチャーやかけ声をあらかじめ決めておく）。 ※狩猟班から緊急銃猟の実施の指示（留意点の伝達等を含む）が行われた後は、指示の範囲において、捕獲者自身が使用する銃種や射撃する角度、射撃するタイミング等を判断すること。
③記録・報告のため写真撮影	狩猟班	☐ 緊急銃猟の実施内容について、ビデオカメラ等を用いて撮影 ※個体のみならず、バックヤードとなる動産及び不動産を含めて撮影すること。

ア. 緊急銃猟時の捕獲者の配置

緊急銃猟時には、捕獲者（射手）を含む狩猟班を配置すること。

【構成】

緊急銃猟は3班体制で実施する。班の構成は以下のとおりとする。

第1班・・・捕獲者（メイン）：1名（＋警察：1名、市職員：1名）

第2班、第3班・・・捕獲者（サブ）：2名（＋警察：1名、市職員：1名）

対策本部連絡員（指揮者）：1名（＋警察：若干名、市職員：若干名）

緊急銃猟にはクマの射撃を担う射手を含む第1班、第1班が仕留めることが出来なかった場合に第2射手を要する第2班、第3射手を要する第3班が順に狩猟を実行する。

第1班、第2班、第3班は、現地対策本部が決定した配置場所で緊急銃猟を行う。変更が必要な場合は、緊急銃猟を直ちに中止し、現地対策本部の指示を仰ぐこと。

【役割】

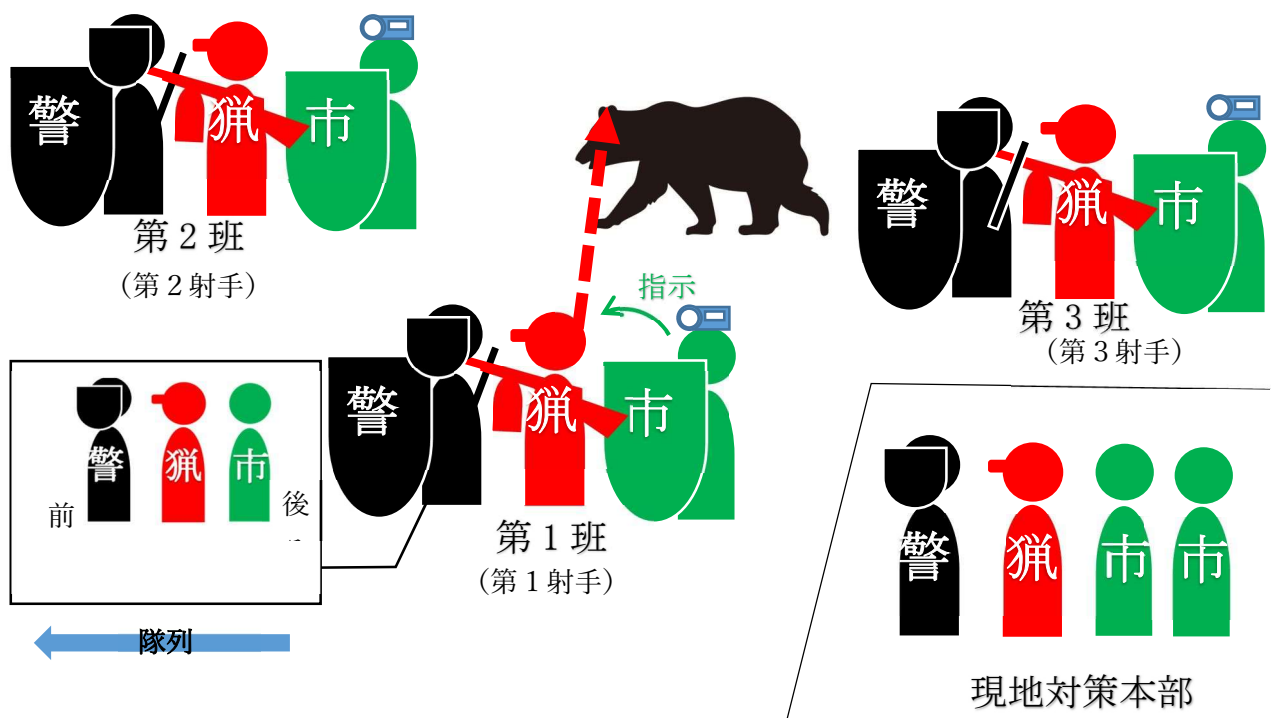
○警察は、緊急銃猟の実施指示が出ていない間、捕獲者及び狩猟班職員の安全を確保する。

○狩猟班職員はクマからの被害、緊急銃猟による傷病を防ぐため、身体を守る盾やスプレー等を携行すること。

○狩猟班職員は、現地対策本部と随時、状況報告を行いながら捕獲者に対し緊急銃猟の実施の可否について、速やかに指示（腕章の受け渡し含む）を行うこと。

○第1班の狩猟班職員は、緊急銃猟時の状況を記録するため、銃猟対象となるクマ、捕獲者自身、クマのバックヤードとなる構造物（物損の可能性が高い機器含む）等が収まるアングルで撮影を行うこと。

（図6 緊急銃猟時の狩猟班配置イメージ）



イ. 緊急銃猟の実施

緊急銃猟の実施（射撃）については、適格かつ迅速に対応するため、銃猟の技術を有する捕獲者に委ねること。クマの止め刺しについては、緊急銃猟後に狩猟班の判断で実施する。

【注意事項】

- 狩猟班から緊急銃猟の実施の指示（留意点の伝達等を含む）が行われた後は、指示の範囲において、捕獲者自身が使用する銃種や射撃する角度、射撃するタイミング等を判断すること。
- 緊急銃猟の実施内容について、市の責任で対応内容が後から証明できるよう、狩猟班はビデオカメラ等を用いて撮影して記録を行う。
- 捕獲者は、あらかじめ伝えられた留意点や関係法令に注意しながら、対応を行うが、現地対策本部より中止の判断に係る号令等がかかった場合には、即応すること（ジェスチャーやかけ声をあらかじめ決めておく）。

ウ. 緊急銃猟の中止の判断等

- 安全確保措置が講じられていない状況等となった場合、速やかに緊急銃猟を中止する判断を行い、あらかじめ決めていた、緊急銃猟を中止する合図の方法（ジェスチャーやかけ声等）により、捕獲者を含む捕獲関係者に中止の判断を伝える。
- 中止を判断した時点で、改めて対策本部にその旨を説明したうえで、今後の対応を協議する。
- 捕獲者から証票を回収し、改めて、緊急銃猟の実施に係る計画の調整、必要な安全確保措置、緊急銃猟の実施の職員への指示を順に行うこと

エ. 捕獲者に対する指示

緊急銃猟の実施にあたり、緊急銃猟を実施する捕獲者は、その身分を示す証票を携帯し、身分を明らかにしなければならない。捕獲者に【証票（ゼッケンなどの外見上携帯していることが明らかなもの）】を着用させることは、市長判断による緊急銃猟を捕獲者に委託したことの証明となる。

クマの移動や住人が制限エリアへ侵入するなどした場合には、緊急銃猟計画の変更も生じるため、緊急銃猟の急遽中止もありうる。現場総務班及び狩猟班は、本部の判断や決定事項を的確に伝えるために、庁内本部と随時、連絡を取り合い緊急銃猟の実施の可否の把握に努めること。

逆に、緊急銃猟を実施する判断を行っていない段階（例：安全確保が完了していない段階）では、捕獲者に証票を渡さないこと。

(図7 腕章の種類)



オ. 留意点の伝達

緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱（危険物や引火物を取り扱う工場や施設）に関する情報、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報や銃猟の対象となる危険鳥獣に関する情報等、緊急銃猟の条件が整わなくなった場合等（例：危険鳥獣の移動等）に緊急銃猟を中止する合図の方法（ジェスチャーやかけ声等）等を捕獲者に伝達しておく。

4 レベル解除 緊急銃猟終了後

緊急銃猟を実施し捕獲個体の殺処分を確認した後に、市民が早く日常生活に戻ることが出来るよう、庁内実施本部と連携し以下の取組を行うものとする。各専門班の業務が終了次第、危険鳥獣対策本部体制を解除する。

また、本部体制が解除されたのち、担当課は緊急銃猟に起因する器物破損や人身事故が生じている可能性も否めないので、後日、損害賠償対応を視野に入れた対応ができるよう緊急銃猟現場の調査確認、関係者のヒアリングを行うことなど、原状回復に努めること。

（１）安全確保措置の解除

緊急銃猟終了後には、日常生活への影響を最小限とするため、各種規制を解除すると同時に、現場周辺が安全となった旨を広報しなければならない。警察や鳥取県等と連携し以下に取り組むこと。

レベル解除 【銃猟終了後】		
(1) 安全確保措置の解除		
業務概要	専門班	実施する業務（チェック欄☑）
①捕獲個体及び銃猟実施現場の確認	狩猟班 （現地総務班）	☐ 捕獲個体の状態、弾丸の有無（命中弾数、跳弾の有無、着弾部位）等を確認 ・可能な範囲で外部計測、捕獲歴の確認（耳標、マイクロチップの有無）を実施する。 ※県に応援を依頼した場合は、県が実施する。
②緊急銃猟終了の確認	庁内対策本部	☐ 緊急銃猟の実施（業務終了）を本部長に報告 ☐ 業務完了宣言 ・本部長より緊急銃猟の終了を宣言

	③規制解除に関わる手続き	庁内対策本部 (現地総務班)	☐ 避難にかかる規制解除 ・緊急銃猟のため制限を行った地域の安全を確保する措置(通行禁止・制限の措置、地域住民の避難)の解除 ☐ 緊急銃猟実施報告様式(様式4:P45)に対応報告の作成 ・撤収の指示 ・現地対策本部の撤収 ☐ 県リエゾンに報告
		交通対策班	☐ 交通規制解除 ・警察との規制解除に向けた調整を実施 ・三角コーン、バー看板等の撤去
	④終了に伴う情報提供	広報班	☐ 情報提供 ・コールセンターへ連絡 ・市長コメントの準備 ・防災無線、防災メール等で通行制限の解除を通知 ・マスコミに対し情報提供
	⑤レベルⅢ解除と対策本部の解散	庁内対策本部	☐ 対策本部の解散 ・対応レベルを引き下げ、庁内対策本部及び現地対策本部を解散 ・農政企画課に対して業務を引継ぎ

(2) 原状回復、損失補償

対策本部は解散となっているため、担当課となる農政企画課が緊急銃猟の業務を引き継ぐこととなる。緊急銃猟は市街地や人の生活圏内での実施が想定されるため、個人の動産、不動産に損害を及ぼす可能性が高い。市民の安全を守るためとはいえ、民地に侵入しているため、緊急銃猟の現場での片付けや清掃は行うこと。また、損害賠償の対応は本市が負わなければならないため、地権者や施設管理者に可能な限り立会を求め、損害の有無を確認することが必要になる。後日、損害を申し立てられたときにおいても誠実に対応を実施すること。

(2) 原状回復、損失補償		
業務概要	専門班	実施する業務 (チェック欄☐)
①捕獲個体の処理等	農政企画課	☐ 捕獲個体について減容化処理施設に搬入 ☐ 侵入ルートや誘引物の有無等の調査を行うなど再発防止策の実施
②損失確認及び原状回復措置	農政企画課	☐ 緊急銃猟による器物破損や人身事故の有無について、地権者や施設管理者に立ち会ってもらい確認を実施 ☐ 現場となった土地及び施設では、清掃及び後片付けを行い、地権者や施設管理者と立ち会いのもと原状回復を確認する ☐ 現場での立会確認の状況についてはカメラ等で記録
③補償対応	農政企画課	・地権者や施設管理者から請求があった場合は、損失補償の協議を実施 ・請求者の住所及び氏名（法人にあたっては主たる事務所の所在地、名称及び対象者の氏名）、補償請求の理由、補償請求額の総額及びその内訳その他必要な書類を受け取る ・損失に対する補償の要否及び補償額を市町村長が審査、決定する

○「クマ類の出没対応マニュアル改定版（令和3年3月環境省作成）」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

○「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和8年度版（令和8年4月環境省改定）」

（参考）「クマに関する各種情報・取組」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

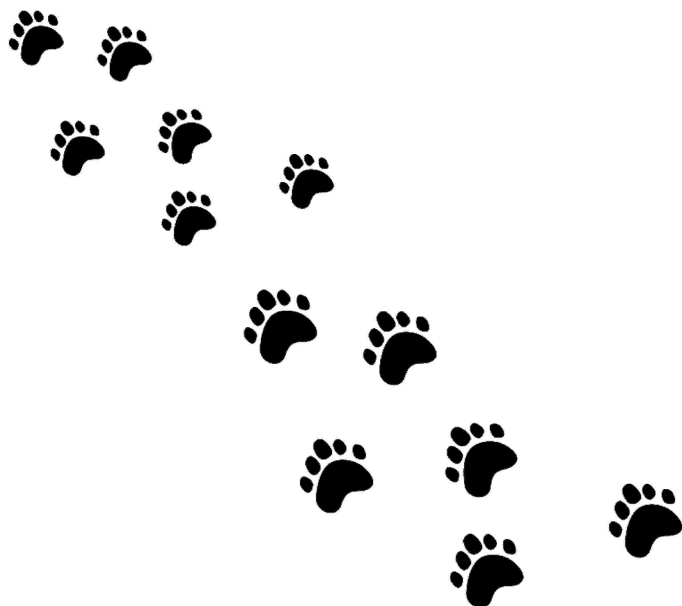
※クマ類による被害防止に向けた対策方針（令和6年2月8日）、クマ被害対策施策パッケージ（令和6年4月15日）等を掲載

(参考)

関係機関連絡先

	名 称	連絡先	備考
1	鳥取市農林水産部農政企画課	0857-30-8303	
2	危機管理部危機管理課	0857-30-8032	
3	教育委員会学校教育課	0857-30-8412	
4	健康こども部こども家庭局幼児保育課	0857-30-8237	
5	鳥取県農林水産部鳥獣対策課（クマ対策室）	0857-26-7500	
6	東部農林事務所 農業振興課	0857-20-3553	
7	鳥取警察署	0857-30-0110	
8	智頭警察署	0858-75-0110	
9	浜村警察署	0857-82-0110	
10	野生動物保護管理事務所	078-982-3340	
11	鳥取市自治連合会	0857-20-0100	
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

緊急銃猟 様式集



クマ出没情報記録票

NO.

記録者	記録年月日		令和 年 月 日 ()		
	所属				
	氏名		連絡先		
連絡者	住所		鳥取市 町		
	氏名		年齢		
	連絡先				
日時場所	日時		令和 年 月 日 (時 分頃		
	場所	住所	鳥取市 町 地内		
		出没場所	田 ・ 畑 ・ 山林 ・ 河川 ・ 道路 ・ 住宅地 ・ その他 ()		
出没状況	情報種類		①目撃 ②痕跡 { 足跡 ・ 爪痕 ・ 食痕 { 食べていた物 : } { その他 { } } }		
	頭数		頭 (このうち、親 頭、子 頭) ・ 大きさ ・ 色		
	状況		①移動していた ・ ②休んでいた ・ ③ () を食べていた ④既に立ち去っていた ・ ⑤その他 ()		
	備考				
出没場所・移動方向等の略図 (集落、道路、河川、その他施設名など付記してください)					
※別添で位置図を添付してください。 ※目撃場所、移動方向、鳥獣との距離、状況も踏まえて記載すること					
対応状況 (注意喚起、誘因物除去、追払い、有害捕獲等の対応状況を記載)					
・市職員による現地パトロールを実施 (/) ・注意看板設置 (/) ・自治会等に連絡 (/) ・音声告知端末にて注意喚起予定 (/ : , / :) ※放送時間 ・東部農林事務所に連絡 (/) ・警察署に連絡 (/) ・学校、保育園、幼稚園に連絡 (/) ・その他施設 () に連絡 (/) ・センサーカメラの設置 (/)、 ・捕獲檻の設置 (/)					
《 連絡先 》 鳥取市農林水産部農政企画課鳥獣対策係 電話：08257-30-8303 ファクシミリ：0857-20-3947 夜間・休日：0857-22-8111 県庁農林水産部農業振興局鳥獣対策課 電話：0857-26-7500 ファクシミリ：0857-26-8114 夜間・休日：0857-26-7111					

緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）

条文等	条件	チェック欄 [✓]
人の生活圏への侵入 （法第34条の2）	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏内であるか。 ※ 人が生計を立て、普及活動する過程で行動する範囲。たとえば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、先般苦等も含まれる。	
危険鳥獣による人の生命または身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要（法第34条の2）	危険鳥獣による人の生命または身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講じる必要があるか。 ※ 人の日常生活圏内に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難（法第34条の2）	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※ 人の日常生活圏内に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
避難等によって地域住民等に弾丸等が到達する怖れがない場合 （法第34条の2）	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか。 （法第34条の4）	
	地域住民の避難は行われたか。 （法第34条の4）	
	広報（HPやSNS、防災無線等）は行われたか。（政令）	
	通行禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署（警察署長）に通報を行ったか。（政令）	
	鉄道を含む場合は、鉄道施設管理者へ協議が行われたか（政令）	
	軌道又は索道を含む場合は、軌道経営者又は索道事業者へ協議が行われたか	
	道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか	
	場所の管理者へ連絡したか（必要に応じて）	
	射線方向にバックストップはあるか ※ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は球が通り抜けた場合壁の先にバックストップはあるか	
	緊急銃猟を委託するものに留意点を伝えたか ※ 緊急銃猟を実施する場合、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取り扱いや、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りにも散るジェスチャー等	
その他	（土地の立入りを伴う場合）土地の立入りをおこなうものは証票を身に着けているか （法第34条の3）	
	緊急銃猟を委託するものは証票を身に着けているか（法第34条の3）	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか ※ ビデオカメラ、スマートフォン、タブレット等での撮影は捕獲者の了承を得ること	

令和 年 月 日（ ） 時 分

確認者：

緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト

※ チェックリストのチェック欄には捕獲者（ハンター）自らがチェックを行う。また、捕獲者の署名を得ること。

条文等	条件	チェック 欄 [✓]
法令で定める事項 (必須事項)	第一種銃猟免許を所持している ※ 装填銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く）	
	第二種銃猟免許を所持している ※ 空気銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く）	
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること（麻酔銃猟をする場合は除く）	
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のためにしようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
鳥取市が定める事項	対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している ※ 市担当者から対象となる危険鳥獣についてレクチャーを受けたことを含む	
	事前の訓練又は研修に参加したことがある	
	緊急銃猟の実施内容について、市がその実施状況を証明・検証できるよう、 市職員がビデオカメラ等を用いて撮影・記録を行うことに同意している	

令和 年 月 日 ()

捕獲者：

緊急銃猟実施報告書

※緊急銃猟を実施した日のうちに、環境省及び県に報告を行います。

※回答欄について空欄に必要事項を記載するか、該当するものに○をつけてください。

※回答欄が狭い場合には、開業により回答を広くして下さい

年月日 令和 ●年 ●月 ●日

作成者 農政企画課

1.基本情報

(1)緊急銃猟を実施した日時

※一度の射撃で捕獲等が完了せず、複数回の射撃を行った場合には、すべて記載してください。

(2) 緊急銃猟を実施した場所

住 所 緯度経度(10進法)	※緯度経度については、GPS又は地図から読み取った情報を記載してください。
緊急銃猟を実施した 場所の環境の種類	※例)市街地、建物内(建物の種類:)、農耕地、道路(のり面含む)、河川敷、堤防、海岸、その他()
緊急銃猟を実施した 場所の状況	※例)山林から100m離れた農地、視界は良い。
地 図	※緊急銃猟を実施した場所の様子がわかる地図を添付してください。本回答欄に貼り付けていただくか、本報告の添付資料として別途提出してください。

(3) 天氣

晴　れ　・　く　も　り　・　雨　・　そ　の　他　（　　　　　）

2.危険鳥獣に関する事項

(1)危険鳥獣の種類等

鳥獣の種類		頭数 親子の場合は その旨を記載し てください		年齢		性別	オス ・ メス
大きさ	全長		体重 (実測・目 測)			前掌幅	
		cm			cm		cm
繁殖状況	※情報の収集方法については「特定鳥獣保護・管理計画策定のガイドライン補足資料」bookも必要に応じご参照ください。把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合には、ご連絡ください。						
個体鑑別に係るDNA 検査の実施状況	※把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合には、ご連絡ください。						
その他	※危険鳥獣について、補足があれば記載してください。						

(2)危険鳥獣の行動履歴

※初出没の通報から緊急銃猟の実施までの間のクマの恋鞆同履歴や緊急銃猟の実施のための手順の実施履歴について、可能な範囲で時系列に添って箇条書きで記載してください。危険鳥獣による被害の発生や自治体による対応状況についても併せて記載してください。
--

(3)危険鳥獣による被害状況

該当がある場合に○をつけてください。

人身被害 ・ 農林水産業被害 ・ その他 ※具体的に記載してください

(4)危険鳥獣の出没の原因に係る考察

※何らかの誘因物に引き寄せられたなど、想像される原因について、ご担当者の考察を記載してください

3.緊急銃猟に関する事項

(1)緊急銃猟の実施体制

①人数

役割	人数 (うち業務の人数)	補足(役職や所属、その他関連情報)
捕獲者		※市職員かどうか。また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無について記載してください。
捕獲者をサポートするもの		※市職員かどうか。また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無について記載してください。
緊急銃猟の実施の判断、 緊急銃猟の実施の 市職員への指示を行うもの		※役職や所属は記載してください。
通行制限を行うもの		※役職や所属を記入してください。多数である場合には、簡略化して記載していただいてもかまいません。 例)〇〇課より●名
住民への避難を呼びかけるもの		※役職や所属を記入してください。多数である場合には、簡略化して記載していただいてもかまいません。 例)〇〇課より●名
緊急銃猟の様子を記録するもの		※役職や所属を記入してください。
場所の管理者・地権者との 調整を行うもの		※役職や所属を記入してください。
原状回復を行うもの		※役職や所属を記入してください。多数である場合には、簡略化して記載していただいてもかまいません。 例)〇〇課より●名

②県への応援の要請をおこなった場合、派遣された県職員の人数と、実施した内容

--

③警察官の協力を得た場合、警察官が実施した内容

--

(2) 通行制限・避難指示・猟銃の角度等

使用した銃		実包等の種類		射程距離	
バックストップの材質			捕獲者とバックストップとの おおよその角度		
土地の立入り禁止の状況					
安全確保送致の概要					
捕獲者、通行制限を行うもの等の 安全確保するために講じた 対応があれば記載					
概況図	※様式的な図に加えて説明してください。図の作成にあたっては、地図に本部設置場所、人員の配置、射撃位置、捕獲場所、避難範囲、交通規制範囲等を記載してください。 ※また、上記の図とは別に、捕獲者とバックストップとのおおよその角度、射撃時の捕獲者と危険鳥獣の距離、その他周辺状況(藪や建物の状況等)がわかる資料も可能な範囲でご提出ください。 ※手書きの図をスキャンして画像として張り付けていただいたり、別ファイルで添付していただくことも可能です。				

(3) 緊急銃猟の実施結果

危険鳥獣の捕獲の有無			有 ・ 無		
発射弾数		命中弾数		貫通弾数	
跳弾等の有無	有 ・ 無		跳弾の状況		
物損の有無	有 ・ 無				
物損がある場合の今後の対応					
その他					

4. 緊急銃猟を実施した市の対応状況や事前準備の状況

(1) 過去5年間の危険鳥獣の対応経験

緊急銃猟の実施の有無	
緊急銃猟以外の方法による 人の日常生活圏における 危険鳥獣の捕獲当の対応の有無	
捕獲等以外(追払い等)の方法による 人の日常生活圏における 危険鳥獣の対応の有無	

(2) 緊急銃猟実施に備えた平時における事前準備の状況

対応マニュアル作成の有無	有 ・ 無	対応マニュアル作成に関する状況	※出沒対応マニュアルに緊急銃猟時の対応を追加している場合は、当該マニュアル名を記載してください。
権限委任等の有無	有 ・ 無	権限移譲等の状況(委任等をしている場合には、その方法を含む)	
捕獲者の確保の有無	有 ・ 無	捕獲者の確保の状況	
訓練・研修等の実施の有無	有 ・ 無	訓練・研修等の実施状況	
加入している保険の会社名、保険商品名、主な補償内容(第3者の人身事故)			
加入している保険の会社名、保険商品名、主な補償内容(第3者の物損)			
加入している保険の会社名、保険商品名、主な補償内容(自損事故)			
交付金の利用状況			

5. 考察

※成果や課題等について自由に記載してください。

6. 情報共有の可否

他自治体への情報共有	可 ・ 不可	
警察(警察庁や県警)への情報共有	可 ・ 不可	
その他	※情報提供の可否に関して補足があれば記載してください。	

注) 本報告の情報は、緊急銃猟制度の運用の改善や他省庁が行う人の日常生活圏におけるクマ対策事業に活用します。